

平成30年2月22日（木）

津島市建設産業部都市計画課（角田、伊藤）

電話番号 0567-55-9627

## ＜議案名＞議案14号 津島市空家等対策協議会設置条例の制定について

### 1 制定内容

この条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項の規定に基づく「津島市空家等対策協議会」の設置にあたり、組織及び運営その他必要な事項を定めるものです。

### 2 制定理由

当市では、これまで管理上問題のある空家については、所有者等に対し行政指導を行ってきましたが、行政指導では強制力に乏しく問題の早期解決には限界があります。よって、ますます増加することが予測される保安上危険であったり衛生上有害な空家、いわゆる特定空家等に対しては、今後は法に基づく強い指導等を行っていく必要があります。

一方、現在の空家対策は、法に基づかない任意組織である「津島市空家等対策協議会」で検討を行っていますが、今後予定する法に基づく強い指導等は、勧告や命令に至ることも想定され、より個人の財産権への関与が強まるため、これら指導対象となる特定空家等の認定に係る協議を行う検討組織についても、任意組織から法に基づく法定協議会に移行します。

### 3 参考事項

- (1) 施行期日 平成30年4月1日
- (2) 委員は10人以内とし、市長のほか、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、市議会議員等から選任し委嘱します。
- (3) 協議事項は、空家等対策計画の変更に関する事項や、空家に対する措置の方針、空家等の発生抑制対策、空家の利活用、跡地の利活用など空家等に対する総合的な対策事項等となります。